

第1部 総論

第1章 プランの考え方

第2章 西多摩保健医療圏の概要

第3章 地域医療構想

第1章

プランの考え方

- 1 プラン策定の趣旨
- 2 計画期間
- 3 進行管理
- 4 重点プラン・指標一覧

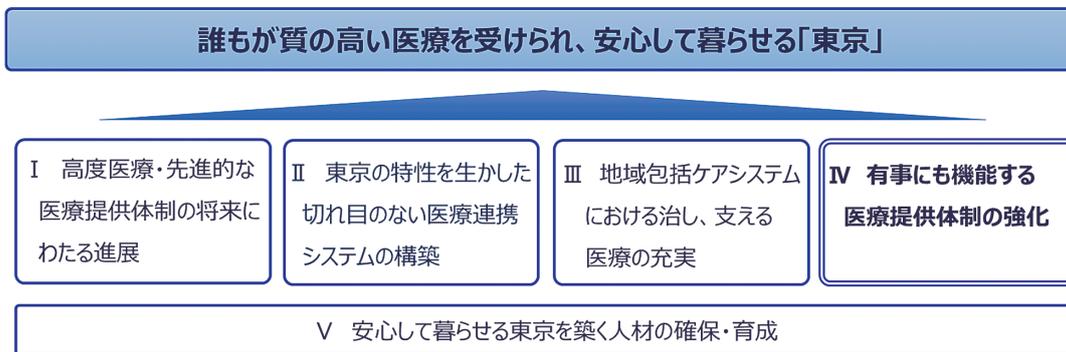
第1章 プランの考え方

1 プラン策定の趣旨

- 西多摩保健医療圏（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町）では、保健・医療・福祉を総合的に推進するため、地域の関係機関と連携して西多摩保健医療圏地域保健医療推進プラン（以下「プラン」という。）を策定しています。プランは、東京都保健医療計画の地域版として、地域の様々な主体の活動により推進する包括的な計画であり、以下の3つの性格を持っています。

- ・西多摩保健所及び圏域市町村にとっては保健医療施策推進の目標
- ・地域の保健・医療・福祉の関係機関・団体等に対してはその活動の指針
- ・地域住民に対しては自主的・積極的な活動の方向性を示す役割

- 令和5年度に東京都は、東京都保健医療計画の第七次改定を行い、新型コロナウイルス感染症や近年の大規模化・激甚化する様々な災害を踏まえた医療提供体制の充実を図るため、基本目標Ⅳを加えるなどの見直しを行いました。



- プランにおいても、保健医療計画のほか、関連計画等と整合性を図り、西多摩圏域の新たな課題に対応するために見直しと改定を行いました。なお、プランの改定に当たっては、以下の東京都の計画との整合性を踏まえています。

- ・東京都健康推進プラン21・東京都がん対策推進計画・東京都歯科保健推進計画・東京都循環器病対策推進計画・東京都感染症予防計画 など

2 計画期間

- プランの計画期間は東京都保健医療計画の計画期間と合わせ、令和6年度から令和11年度までの6年間です。ただし、関連計画等の大幅な改正や急激な社会情勢の変化に応じて、プランの一部又は全部の見直しを行うことがあります。

3 進行管理

- プランの推進主体は、西多摩圏域の保健・医療・福祉の関係機関及び地域住民の代表から構成される「西多摩地域保健医療協議会」です。協議会は毎年度、計画の進捗状況を確認・協議し、重点プランについて、指標を基に計画期間の中間年の令和8年度に中間評価を、最終年度に最終評価を実施します。

4 重点プラン・指標一覧

章・節	重点プラン	指標
第1章 保健医療体制の確保		
第1節 生涯を通じた健康づくり		
1 生活習慣病対策	生活習慣病対策の推進	○市町村国民健康保険特定健康診査実施率（上げる）
2 がん対策	がん検診の受診促進	○市町村がん検診受診率（上げる）
3 食を通じた健康づくり	健康づくりのための情報発信と食環境整備	○野菜・食塩摂取に関する情報提供に組み込む給食施設の割合（増やす） ○管理栄養士・栄養士を配置している施設（病院、介護老人保健施設及び介護医療院を除く。）の割合（増やす）
4 こころの健康づくり	西多摩圏域自殺対策の総合的な推進	○西多摩圏域の自殺死亡率を下げる
第2節 切れ目のない保健医療体制	地域医療連携システムの推進（脳卒中・糖尿病）	○脳卒中の年齢調整死亡率（人口10万対）（下げる） ○糖尿病の地域連携登録医療機関数（増やす）
第3節 在宅療養者への支援	在宅療養体制の推進	○多職種連携会議等の開催状況
第4節 医療安全対策	医療安全対策の推進	○医療安全支援センター事業の充実
第5節 歯と口腔の健康づくり	ライフステージを通じた歯科保健対策の推進	○何でもかんで食べることのできる者の割合（50歳～64歳）（増やす）
	障害者施設利用者・在宅療養患者等への支援の充実	○障害者歯科診療に対応する歯科診療所の割合（増やす）
第2章 地域包括ケアシステムの推進		
第1節 妊娠・出産・子育て支援		
1 切れ目ない子育て支援の推進	妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の推進	○こども家庭センターの設置
2 支援を必要とする家庭への支援		○要保護児童対策地域協議会を通じたネットワークの充実
第2節 高齢者の保健福祉	地域包括ケアシステムの推進	○介護予防・フレイル予防、認知症予防等の地域サービスの充実
第3節 障害者・難病患者の保健福祉	障害者（児）・医療的ケア児・難病患者の地域生活支援体制の推進	○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実 ○重症心身障害児・医療的ケア児の在宅療養体制の充実 ○難病対策地域協議会の充実
1 障害者（児）への支援		
2 重症心身障害児（者）・医療的ケア児の療養体制の推進		
3 精神障害者の地域包括ケアシステムの推進		
4 難病患者への支援		
第3章 健康危機管理と災害対策		
第1節 健康危機管理	健康危機に関する連携強化	○協議会開催回数及び研修や訓練の実施回数
第2節 感染症対策	結核患者の療養支援体制の充実	○ODOTS実施率95%以上を維持する
第3節 アレルギー疾患対策	アレルギーに関する普及啓発等の充実	○アレルギーに関する情報提供の機会の確保
第4節 医薬品等の安全確保	医薬品の適正使用の推進	○監視指導による情報提供の充実
第5節 食品の安全確保	HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進	○集団給食施設に対する支援の推進
第6節 生活衛生対策	レジオネラ症予防対策の推進	○公衆浴場等におけるレジオネラ症予防対策の推進・継続
第7節 災害時の保健医療対策	災害時における保健医療体制の確保	○市町村における災害時保健医療対策の推進
第4章 地域保健医療福祉における人材育成	地域の保健・医療・福祉人材の育成	○市町村等職員支援研修の充実

